

○内閣府令第五号

健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第二十六条第一項の規定に基づき、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年三月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中第二項を第三項とし、同条第一項中「、新たな科学的知見が生じたときその他」を「、前項の報告があつた場合その他の場合において」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

特定保健用食品に係る法第二十六条第一項の許可を受けた者は、当該特定保健用食品の安全性又は効果についての新たな知見が得られたときは、その旨及び当該知見の内容を消費者庁長官に報告しなければな

らない。

第八条第一項第十号中「六歳」を「十八歳」に改める。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。